

郵便等による不在者投票について

郵便等による不在者投票について

身体の高い障害などにより投票に行けない人が、郵便等を用いて自宅などで投票できる制度です。

郵便等による不在者投票をすることができる人

勝浦市の選挙人名簿に登録されている人で、身体障害者手帳（一定の障害）や戦傷病者手帳（一定の障害）や介護保険の被保険者証（要介護5）が交付されている人のうち、自書できる人。

	障害名	障害の程度
身体障害者手帳	両下肢・体幹・ 移動機能	1 級か 2 級
	心臓・じん臓・呼吸器・ ぼうこう・直腸・小腸	1 級か 3 級
	免疫・肝臓	1 級～ 3 級

	障害名	障害の程度
戦傷病者手帳	両下肢・体幹	特別項症～第 2 項症
	心臓・じん臓・ 呼吸器・ぼうこう・ 直腸・小腸・肝臓	特別項症～第 3 項症

	要介護状態区分
介護保険の被保険者証	要介護 5

代理記載制度

上記の郵便等投票の条件に該当し、さらに身体障害者手帳に「上肢または視覚障害が1級」の記載がある場合、または戦傷病者手帳に「上肢または視覚障害が特別項症から第二項症」の記載がある場合には、自書できない人に限り、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た代理記載人に投票に関する記載をさせることができます。なお、代理記載人は、選挙権を有する人に限ります。

○郵便等による不在者投票の方法

次の順序で手続きしてください。

(1) 「郵便等投票証明書」の交付申請

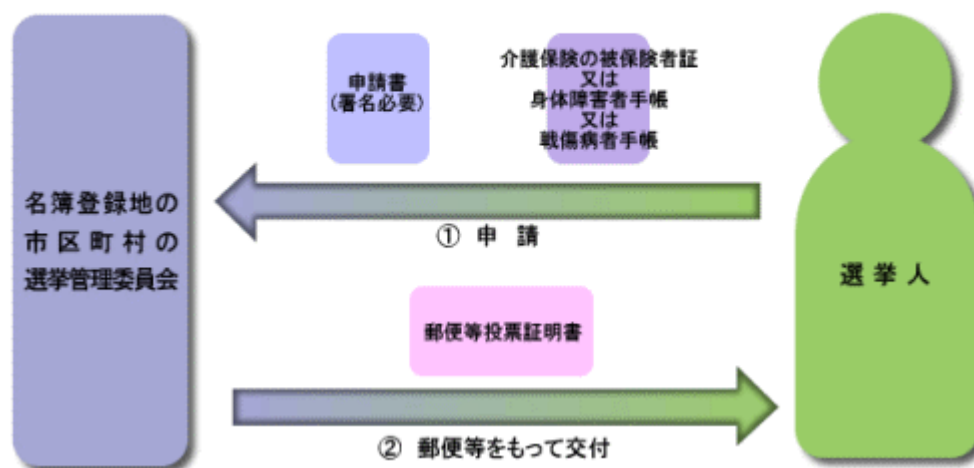
「郵便等投票証明書」の申請は、市の選挙管理委員会へ身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険被保険者証または県知事の証明した書類と自分で署名した「郵便等投票証明書」申請書を提出します。

申し込みは郵送でも代理の人でもかまいません。

提出書類を確認し、「郵便等投票証明書」を交付いたします。

1 郵便等投票証明書の交付申請

投票に先立って、郵便等による不在者投票をすることが出来る者であることを証明する「郵便等投票証明書」の交付を、名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に申請します。



(2) 投票手続

「郵便等投票証明書」と自分で署名した投票用紙請求書を、市の選挙管理委員会へ提出してください。

提出は代理の人でも郵送でも結構です。投票用紙請求書の市選挙管理委員会の提出期限は、選挙期日4日前までとなります。

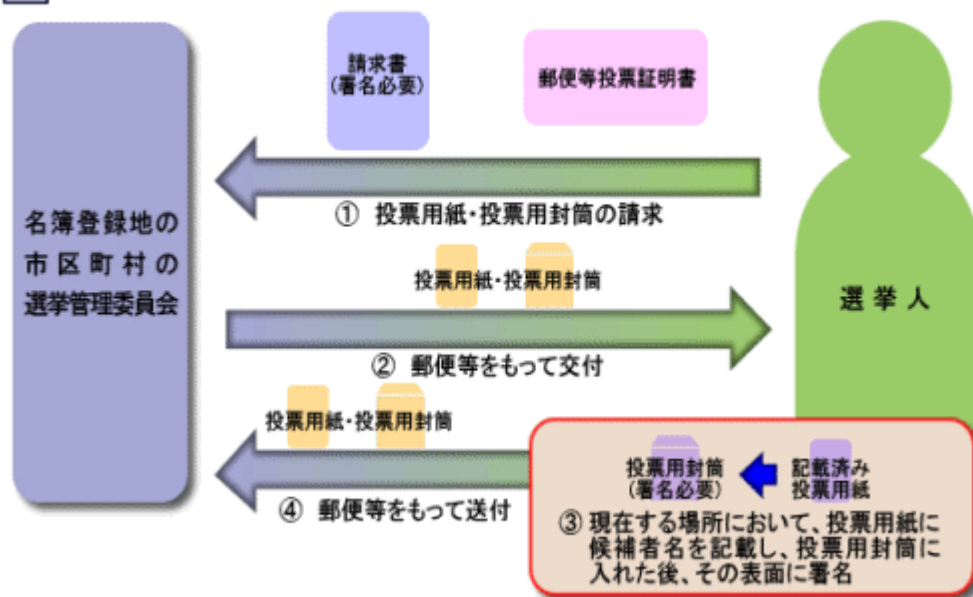
* (投票用紙請求書は市の選挙管理委員会にあります)

投票用紙等は、市の選挙管理委員会からご本人へ郵送いたします。

投票は自宅で投票用紙に記載し、所定の封筒に入れて封印したあと署名したものを、選挙管理委員会で用意した返信用封筒で郵送することになります。

※投票用紙は、郵送以外で送ることはできません。

2 投票手続



詳しくは市選挙管理委員会にお問い合わせください。

勝浦市選挙管理委員会

0470-73-6647